山梨県居住安定援助賃貸住宅事業に係る認定等に関する事務取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条に規定する居住安定援助計画の認定等の実施に関し、法及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第１号。以下「共同規則」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

（認定申請書の添付書類）

第２条　共同規則第８条第２号に規定する書類は、居住安定援助の内容を示す概要図（様式第１号）を参考に作成するものとする。

２　共同規則第８条第８号に規定する書類は、次のとおりとする。

一　昭和 56 年６月以降に着工された住宅の場合は、着工時期を確認できる建築確認台帳記載事項証明書等の書類

二　共同居住型賃貸住宅の場合は、延べ床面積を示す求積図、求積表、並びに共同規則第９条第４号及び第 10 条第２号ロに規定される国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を満たすことを示す書類

三　共同規則第 10 条ニ号イただし書きに該当する場合は、その理由書

四　居住安定援助と同様の一般向けサービスを提供している場合は、その利用料が分かる書類

五　居住安定援助を委託し委託先が決定している場合は、その委託契約書の写し

六　その他、知事が必要と認め、別途指示する書類

（認定の通知等）

第３条　知事は、法第 43 条第１項に基づく認定の通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２　知事は、法第 40 条第１項に基づく認定申請に係る計画が法第 41 条各号の基準に適合しない場合は、居住安定援助計画を認定しない旨の通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

３　知事は、法 44 条第２項の規定により準用する法第 43 条第１項に基づく居住安定援助計画の変更の認定の通知は、居住安定援助計画変更認定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（目的外使用の承認）

第４条　知事は、法第 50 条第１項に基づく目的外使用の承認をしたときは、目的外使用承認通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（報告徴収）

第５条　認定事業者等は、知事から法第 54 条第１項に基づき報告を求められた場合は、居住安定援助賃貸住宅事業報告書（様式第６号）により報告するものとする。

（認定の取消通知）

第６条　知事は、法第 56 条第３項に基づく認定の取消しの通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第７号）により行うものとする。

（その他）

第８条　本要綱に定める事項のほか、施行に必要な事項は、知事が別途定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。